20万円未満。 る場合は、

世帯に老人医

人医療受給者が、 二人以上い

収入の合計額が5

年8月1日現在) 同じ世帯に70歳以上

の人と老

(平成

療受給者が一人の場合は、

収

対

人額が383万円未満。

だより

()=

昭和7年9月30日以前に生ま れた人(一定の障害がある人は 65歳以上の人)は、老人保健法 の適用により医療給付を受けま す。老人医療受給者証の負担区 分は、毎年8月に見直します。

減額認定証

受給者証の更新

合に変更がある人には、 8月から、 部負担金の割

い受給者証を今月末までに送 付します。 負担区分の変更申請

場合は、 になります。 の合計額が一定額に満たない た人でも、 負担区分が3割と判定され 申請すれば1割負担 平成18年中の収入

ます。 ※該当者に は 案内

ます。

対象者と対象収入額

※該当者には、

案内を送付し

4 証の申請・更新について入院時食事負担等減額認定

事代が減額になります。 定証を提示すると入院費と食 人医療受給者 市民税非課税世帯の老

3 税改正に伴う経過措置

ださい。

円以上213万円未満の人は 据え置かれます。 自己負担限度額が た人でも、 定以上所得者と判定され 課税所得145万

なります。 己負担限度額は 円未満の人は、 帯で383万円以上484万 21万円未満、高齢者単身世 の合計額が520万円以上6 また高齢者複数世帯で収入 申請により、 般」 自

を送付

入院時に医療機関へ減額認

添えて申請をしてください。

-請に必要な物

健康保険

証

·老人医療受給者証

(郵便局を除く)

金融機関

0

 \Box 座 る場合は、医療機関の領収書を

高額医療費支給対象とな

請 上入院した人は、入院日数い。過去1年以内に90日以 の確認できる領収書、 8月中に申請してくださ の交付を受けている人は、 などは該当しません。 時期 申請月より前の食事代 現在、

・請に必要な物 給者証 高額医療費の支給申請 ・印鑑 老人医療受

れば、 害者医療を受給している人 象の人に、 請が必要です。一度申請 しています。ただし、毒ガス障 ない限り有効です。 します。 た分を高額医療費として支給 限度額を超えたときは、 か月の医療費が自己負 振込口座などに変更が 支給を受けるには申 申請の案内を送付 市では対 をす

は入院証明書を提示してく また

自 担 跟 額 2 e 度

自己負担限度額 世帯の所得区分 負担割合 外 来+入 (世帯単位) 外来(個人単位) 80,100円+医療費が 267,000円を超えた場 定以上の 合は、その超えた分の1 所得者世帯 3割負担 44,400円 %を加算(過去1年間で 4回目以降は44,400円) 12,000円 44,400円 般 II24,600円 1割負担 市民税非 8,000円 課税世帯 Ι 15,000円

-定以上の所得者世帯

有効期間

8月1日から来年 ただし、

請

月の

初日から有効にな

3月31日まで。

申

収入から各種控除後の課 税所得が145万円以上の 70歳以上の人、または老 人保健で医療を受ける人 が同一世帯にいる人

市民税非課税世帯Ⅱ

同一世帯の全員が市民税 非課税の人

市民税非課税世帯Ⅰ

同一世帯の全員が市民税 非課税で、かつ収入から 必要経費・所得控除を差 し引いたとき世帯全員0 円となる人

問い合わせ先

保険医療課(20848)(60 5 FAX 084862130